

那覇市琉球泡盛文化の継承発展に関する条例
制定に関する特別委員会の設置決議

1 付議事件

那覇市琉球泡盛文化の継承発展に関する条例の制定について

2 設置の根拠

地方自治法第 109 条第 1 項及び那覇市議会委員会条例第 6 条

3 設置の目的

ユネスコ無形文化遺産登録を受け、世界に誇る琉球泡盛の伝統や古酒文化を次世代へ繋ぐため、市、事業者、市民の役割を明確にし、官民一体となった琉球泡盛文化の継承発展に向けた対策を盛り込んだ条例制定に関する調査を行う。

4 委員定数

本特別委員会の委員は、14 人とする。

5 調査期限

本特別委員会は、1 に掲げる事件の調査が終了するまで、閉会中もなお継続審査することができる。

6 調査経費

本特別委員会の調査に要する経費は、令和 7 年度においては 87,120 円以内、令和 8 年度においては 192,600 円以内とする。

令和 8 年（2026 年）3 月 17 日

那 覇 市 議 会